

1 利用料

平成30年8月1日改定

項目	単位	1割負担分	2割負担分	3割負担分	内容
ア 基本額					
() 従来型個室	753単位/日	787円/日	1,574円/日	2,361円/日	要介護1
	798単位/日	834円/日	1,668円/日	2,502円/日	要介護2
	859単位/日	898円/日	1,796円/日	2,693円/日	要介護3
	911単位/日	952円/日	1,904円/日	2,856円/日	要介護4
	962単位/日	1,006円/日	2,011円/日	3,016円/日	要介護5
() 多床室(4人部屋)	826単位/日	864円/日	1,727円/日	2,590円/日	要介護1
	874単位/日	914円/日	1,827円/日	2,740円/日	要介護2
	935単位/日	977円/日	1,955円/日	2,932円/日	要介護3
	986単位/日	1,031円/日	2,061円/日	3,092円/日	要介護4
	1,039単位/日	1,086円/日	2,172円/日	3,258円/日	要介護5
イ 加算額					
夜勤職員配置加算	24単位/日	25円/日	51円/日	76円/日	厚生労働大臣が定める夜勤職員の勤務条件を満たすもの。
個別リハビリテーション実施加算	240単位/日	251円/日	502円/日	753円/日	個別リハビリテーションを行った場合。
認知症ケア加算	76単位/日	80円/日	159円/日	239円/日	認知症専門棟(2階)へ入所した場合。
認知症行動・心理症状緊急 対応加算	200単位/日	209円/日	418円/日	627円/日	医師が、認知症の行動・心理症状により在宅生活が困難であり緊急の入所が適当であると判断し、介護保険施設サービスを行った場合。(入所日から7日を限度)
緊急短期入所受入加算	90単位/日	95円/日	189円/日	283円/日	利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急に短期入所療養介護を利用する必要があると認め、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない場合。(7日を限度)
若年性認知症利用者受入加算	120単位/日	126円/日	251円/日	377円/日	若年性認知症の利用者ごとに個別の担当者を定め、その者を中心に、特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合。
重度療養管理加算	120単位/日	126円/日	251円/日	377円/日	要介護4、5で厚生労働大臣が定める状態にある利用者に加算。
送迎加算	184単位/片道	193円/片道	385円/片道	577円/片道	居宅と事業所との間の送迎を行う場合。
療養食加算	8単位/1食	9円/1食	17円/1食	25円/1食	厚生労働大臣の定める療養食を提供した場合。1食につき。
緊急時治療管理	511単位/日	534円/日	1,068円/日	1,602円/日	病状が重篤となり救命救急医療が必要となり、緊急的な治療管理として、投薬、検査、注射、処置等を行った場合。(連続する3日を限度)
特定治療		医科診療報酬点数表に定める 点数に10円を乗じた額			高齢者の医療の確保に関する法律第64条第3項に規定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)を行った場合。
サービス提供体制強化加算()イ	18単位/日	19円/日	38円/日	57円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士が60%以上在籍している場合。
介護職員処遇改善加算()		構成労働大臣が定める基準に適合し、都道府県知事に届け出た事業所がご利用者に対してサービスを提供した場合			地域単価×介護報酬総単位数(基本単価+各種加算)×サービス種別加算率3.9% 利用者負担額 上記額-(上記額×0.9(1円未満切捨て))(1割負担) 上記額-(上記額×0.8(1円未満切捨て))(2割負担) 上記額-(上記額×0.7(1円未満切捨て))(3割負担)

*利用者負担額(1割及び2割)の算出方法

*10.45円は、平塚市(5級地)の地域単価

ア+イ(単位)の計算による1ヶ月のサービス合計単位数×10.45円= 円(1円未満切捨て)

円-{ 円×0.9(1円未満切捨て)}= 円(1割利用者負担額)

円-{ 円×0.8(1円未満切捨て)}= 円(2割利用者負担額)

円-{ 円×0.7(1円未満切捨て)}= 円(3割利用者負担額)

2 居住費及び食費

項目		金額		内容
ア 居住費		従来型個室	多床室	
	第1段階	490円/日	0円/日	光熱水費相当
	第2段階	490円/日	370円/日	"
	第3段階	1,310円/日	370円/日	"
	第4段階	2,055円/日	460円/日	室料及び光熱水費相当
イ 食費	第1段階	300円/日	1日3食につき	
	第2段階	390円/日	"	
	第3段階	650円/日	"	
	第4段階	1,747円/日	1日3食につき(食材料費及び調理費) 朝食 462円/食 昼食 668円/食 夕食 617円/食	

3 その他の日常生活費等(利用者10割負担分)

希望により提供する場合

ア 特別な室料	2,700円/日 1,620円/日	1人室(一般棟4室) 2人室(一般棟1室)
イ おやつ代	205円/食	おやつ
ウ 特別な食事費	実費	ご希望に応じて特別な食事の提供にかかる費用
エ 理美容代	1,900円/回 5,400円/回 4,500円/回	カット パーマカット カラーカット
オ 日用品費	154円/日	別紙参照
カ 教養娯楽費	実費/回	美術・音楽・園芸・書道・ペーパークラフト・ダンス等 ご希望される場合
キ 健康管理費	実費	インフルエンザ予防接種費等

4 その他の日常生活費等とは区分される費用(利用者10割負担分)

項目	金額	内容
衣類レンタル代	670円/日	業者委託(㈱柴橋商会)
タオルレンタル代	260円/日	業者委託(㈱柴橋商会)
牛乳代	72円/本	牛乳・ヨーグルト等
診断書代	5,400円/1通	死亡診断書等

利用者負担金は月末で締め、ご利用月の翌月15日に請求書を郵送、27日(土・日・祝日等による金融機関が非営業日の場合は、その後の最初の営業日)に、ご指定の口座より引落しさせていただきます。ご利用月の翌々月初めに引き落としを確認し、領収書は15日に郵送いたします。

日用品費のコース品目につきましては、希望によりそれぞれ単品で購入ができます。

特別な室料、特別な食事(おやつを除く)及び上記以外で購入されたものについては、消費税の課税対象となります。